



令和5年(2023年)7月20日  
箕面市教育委員会

## 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による調査の開始について

### 1. 事案の概要

令和3年3月、箕面市内の中学校から、生徒が投げた下敷きが別の生徒の目に当たり怪我をしたという事故の報告があり、これまで学校と教育委員会とで、いじめはないとの認識で事故として対応してきましたが、令和4年6月、被害者の保護者から、本事案はいじめの重大事態であり、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、独立した第三者調査委員会を設置し、事実関係などの調査を行うよう要望がありました。

この要望を受け、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）に、被害児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには「重大事態が発生したものとして調査にあたる」と記載されていることから、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会による調査を開始します。

### 2. 委員名簿（敬称略・50音順）

氏名	職名	職能団体
うえだ たけお 植田 健男	花園大学社会福祉学部教授 名古屋大学名誉教授	日本教育法学会
さかい みちよ 坂井 希千与	弁護士	兵庫県弁護士会
てらぐち だい 寺口 大	臨床心理士	京都府臨床心理士会
よねざわ かずき 米澤 一喜	弁護士	京都府弁護士会

### 3. 諮問内容

令和2年度に発生した箕面市内中学校生徒（当時3年生）における事案について、申立てのあったいじめの全容解明及び再発防止に関する事項

- (1) 男子生徒が在籍中に学校で起きた事案に関する事実関係を調査すること。

- (2) 当該生徒への事案発覚後の当該中学校及び本市教育委員会の対応上の問題点を検証すること。
- (3) 前各号によって明らかになった事実及び検証から、再発防止に関する提言を行うこと。
- (4) 前各号について、被害生徒およびその保護者、加害生徒およびその保護者に対して説明を行うこと。

#### 4. 今後の予定

令和5年7月27日に第1回箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会を実施、調査を開始する。

※会議は非公開で実施。